

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成17年11月8日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第2項第21号を次のように改める。

(21) 三菱ユーエフジェイ信託銀行株式会社

第2項中第23号を削り、第24号を23号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この改正公告は、平成17年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)